

徒弟の賃銀は遙かに低く、時給四錢、五錢、六錢より累進し、五年の年期にして日給額一圓二三十
錢に終るを普通とす。この故に彼等は前に述べたる如く、可成的早く徒弟たることを脱却せんとする
のである。見習の賃銀は一人前職工の最低額より始まると見て誤ないのである。

〔時間〕労働時間は恐慌以來著しく短縮して居る。

終業	就業
前七時三十分	甲工場
自前十二時半	乙工場
至後零時三十分	前七時
後四時	前七時三十分
後三時三十分	自前十一時半
	至前十二時

残業をなす時は十五分休憩して繼續す

右は一例に過ぎぬが、機械工場の労働時間割は大同小異にして、實際労働時間は一日平均十時間であると概測して大過はない。然し時に徹夜業を爲すこともある、其終業時間は翌朝五時三十分と定め

及第三日曜日である。祭日は休日ではない。
左表は旋盤工八名の大正九年七、八月の残業時間である。

C 第六號

即ち一人一日平均二時間である。

更に同じ機械工場にて調査した、大正九年四月下旬より六月下旬に至る殘業時間は一人一日平均二・八時間を示して居る。

	出勤延人員	残業延人員	出勤人員に對する 残業人員の百分率	残業時間	一人一日平均 残業時間
四月下	二六三	一八五	0.69	五七六	二二
五月上	二八五	一七五	0.63	六五六	二二
五月下	二四九	一八八	0.55	五八三	二二
六月上	二五三	一八九	0.53	五五八五	二二
六月下	二五七	一九六	0.57	六三五三	二二
平均	二六〇五	一八七	0.57	六〇三九	二二
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八九			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七			
		一八七			
		〇七			
		一九六			
		〇七	</td		

第三章 製罐工場に於ける労働

機械鐵工業の第二の部門は製罐工業である。即ち月島に在る全工場及び職場數の二二二%である(C第一號の一)が、其經營の規模から云へば却て大工場の六〇%を占め、且つ前述の如く工場法の適用をうけざる製罐工場一五中にも小工場を以て目す可らざるもの多きが故に、事實に於て製罐工業は月島の大勢力であり、宛然月島の代表工業の觀があるのである。

製罐工業は其操業の性質及び組織を同ふせる造船、橋梁及建築用鐵骨、瓦斯溜等の製作及び修繕を包含して居る。其労働者は一般的に製罐工(boiler maker)と呼ばれて居るが、次の様な役目から成立つて居る。

ボーサン	鉄打(rivetter)
先手	
當て番(holder-up)	
爐仕事仕(angle-iron-smith)	
ロール仕事仕(plater)	
鉸鉢工(caulker)	

鉄打は一組を成して働く、一人のボーサンの下に二人又は三人の先手と、鉄焼き、鞴吹きを務める一人又は二人の少年を伴ふを普通とする。

鉄打作業(rivetting)は赤熱したる鉄を打ち込み鐵板を縫合する仕事である。鐵槌を振つて鉄を打つ者を先手と云ひ多く一人にて務める、先手が鉄を打ち込む時、大型の鐵槌を以て之を下より支ふる者を當て番と云ふ。當て番は先手が交代に務むるか、又は先手中老年にして力役に堪えざる者を以て之に當らしむる。而して一組の頭目として作業の指圖を爲す者がボーサンである。蓋し水夫間の用語 boatswain から來たものであらう。

ロール仕事とは鐵板をロールに掛けて圓める仕事であり、爐仕事とは之に該當する英語 angle-iron-smith の文字の示す如く、鐵骨及び鐵板にしてロールを以て所要の形態に爲し得ざるもの、鍛冶を以て彎曲する作業である。ロール仕事が比較的簡単なるに比し、後者は極めて熟達せる技能を要する。兩者共に一ボーサンの下に二、三人より五、六人の先手が一組を爲して作業するのである。

鉸鉢工は概ね單獨にて働く(caulking)より訛つて俗に之をコッキン屋と云ふ)、鉄打の後に隨ひ、縫合點の仕上を爲すので、之は極めて熟練を必要とされて居る。

〔賃銀〕斯く製罐作業は團體操業であるから、賃銀の支拂も團體的であり、即ちボーサンが一組の頭目として一定の仕事を出來高拂で受負ふ團體的個數受負であるのを普通とする。組内の分配方法はボ

一シンが三分、三分五厘、四分、先手が一分五厘、二分乃至二分五厘、鉄焼き鞴吹き其他の雑用を爲す少年工は儲高に拘らず八十錢より一圓前後を得るを普通とする。鉄打ちは一組一日に徑五分の鉄を六百位は打ち込む云ふが、五分鉄の受負單價は現今一個凡五錢六錢であるから、一組一日三十圓の儲高であり、ボーチンの所得は凡十圓、先手が六圓位となる。鉄の徑を異にするに従て受負單價を異にし、且つ打込む箇所が作業を困難ならしむる時には、勿論特別の單價率が要求される。

製罐工業は概して繁閑常ならず、受負賃銀に依る製罐工の所得は極めて不定である。仕事の繁忙な時には先手にして一週に五六十圓を得ることも稀でないが、その代り仕事の極めて閑散な時には勿論受負仕事に依る收入は著しく減少する。此場合には常儲賃銀(日給額)を支給されるのである。常儲額はボーチン三圓五十錢乃至三圓位先手二圓五十錢乃至一圓七八十錢位を普通とする。鉄鋤工の常儲賃銀は略ボーチンと同額或はそれ以上であることも稀ではない。

〔時間〕製罐作業には労働時間の觀念は適用し得ぬ。それは仕事が常に屋外にて爲さること、力役を甚しく必要とすること、及び操業が他の機械作業の如く機械の速度に依て制約されざること等に因るであらうが、極めて仕事の輻湊し又は急速を要する時以外は、薄暮を以て一日の労働を終るのが通例である。

猶ほ附言すべきは、製罐工が他の機械工と其心理に於て著しく異なつて居る點である。他の機械工

の間に漸次親分子分の關係が消滅し、強烈なる個人的獨立の意識が次第に發達しつゝあるに反し、製罐工は今日依然として親分子分の風を存し、其意識が可成に強い。之は興味ある問題であるが、蓋し前者は其操業が多くの場合個人的にして、其所得が全然個人的能率に比例するに反し、後者は殆ど總べての場合團體的操業であり、其所得が團體的能率に準據する點に、主なる原因は存するであらう。然し乍ら猶ほその他に閑却すべからざる原因が潜んで居る。

製罐工は極めて危険なる操業を要求されることが稀ではない、例へば橋梁、鐵骨の組立、取付等は地上數百尺の高所にて仕事を爲すのである。隨て死傷の屢々起ることは彼等を驅つて殺伐ならしむると同時に、相求め相扶くるの風を醸成し、一種の俠氣は親分子分の意識を濃厚ならしむるであらう。其傷害に對する扶助の如き、恰も工場法の命ずる緩慢なる規定を蔑視せるかの如く、彼等の相互扶助に依る場合が多いと云ふことである。

兎に角製罐工は特殊の労働事情を有する、極めて興味ある研究對象の一であらう。

図10

第四章 町工場に於ける労働

月島の機械鐵工業の工場一六八を經營の大小に依て分てば

大工場及中工場

三七

小工場及職場

三一

となすを得るが、更に後者を其業態に依て別てば次の如くである。

機械及器具製造 鍛冶	實數	百分率	合計	
			罐	冶
C第九號	四八	三七	二八	二一
C第三號	四三	三三	一二	一九
合計	一三一	一〇〇		

鍛冶の小工場及職場四三の内三九は工場法の適用をうけざるものである。C第三號の一及二には鍛冶工場を其労働力に依て分類したが、更に工場法を適用されるものに就き、爐の數に依て之を分類す

れば次の如くである。

C第一〇號

勞働者數	爐の數			
	一〇人以上	五人乃至一人	五人以下	計
平均	一	一	六	八
一〇人以上	一	一	六	八
五人乃至一人	一	一	三	三
五人以下	一	一	九	九
計	一	一	二	二
			合爐の數の 計	四

爐は鍛冶の主要な部分である。其數に準て略經營の大小を測定するを得る。月島の鍛冶職場の爐の數は平均二・三である、此點よりしても月島の鍛冶工業は殆ど大部分小經營であると見てよいのである。

鍛冶の仕事は製罐、建築に用ふるボールド、ナット、リベット及び旋盤の止、ジック、スパナー等の火造物の製作である。

鍛冶の労働は次の三者より成り立つ

横座

図11

先 手

輔 吹 き

之である。横座は製罐作業のボーリングに比すべく、多くは町工場の自営者即ち親方之に當る。先手は製罐作業の先手と同じく、鐵槌を振ふのであるが、茲にては多くの少年労働者が使用せられて居る輔吹きが少年又は幼年労働者なることは殆ど例外がない。

小經營の機械器具製作業は四八を數へ三七%を占めて居る。製作品は主として機械の一小部分又は附屬品であつて、大工場の仕事の下請である。職場の典型的なるものは小型の旋盤二臺、ボール盤一臺位を備へ、經營者が主たる労働を爲し二人三人の傭使者を働かせて居る。而して傭使者の殆ど大部分を成すものは年期徒弟なる少年労働者である。

町工場に於ける賃銀及び時間は工場組織に於けるその如く規律的でなく、其傭使者が成年労働者なる時は經營者との任意の商議に基く歩合を得る。而してそれが徒弟なる時には、傭主の家に同居し小使錢として一月三圓乃至、六七圓を與へらるゝに過ぎぬ。

労働時間に到つては全然不規則であり、休日に就ても大工場が漸次日曜日を選びつゝあるに反し、茲にては猶ほ舊慣に依り一日、十五日なることが多い。

けれども町工場に於ける労働に就て注目すべきは、少年労働の問題であらう。

前に述べた如く、徒弟制度は我國に於ても殆ど實質を失つた名稱たるに過ぎぬ。工場法が徒弟に就ての幾らかの規則を設けて居るにしても、それは名稱としての徒弟を裏書して居るだけのことである。大工場に於ける徒弟は廉價なる労働力として計算せられて居る。機械操業の分化、標準化の趨勢は徒弟たること一年にして、普通の作業に堪ゆる技術を習得し得る故、契約年期の殘餘の二年乃至三、四年は宛然労働力の低廉なる頤使である。それが少年労働者の熟練工としての入職経路たる以外には、其品性の淘冶、身體の發育に就て何等の注意も拂はれて居らぬのである。

然るに町工場に於ては更に憂うべきものがある。鍛冶職場に於ける輔吹き、先手としての徒弟が鍛冶職人としての入職経路なることは勿論であるが、其職場經營の小規模にして機械を利用する餘裕なき作業は、彼等をして偏したる技術の所有者たらしむること免れ難く、今日既に鍛冶工業の一角を侵しつゝある其機械化の趨勢は恐らく彼等を労働市場の極めて狹隘なる範圍に驅逐し入るであらう。

機械職場に於ける徒弟も同様である。親方の設備し得る機械は多くは極めて小型なる旋盤又はボーリ盤たること多く、其製作するものは簡単なる小物なるを常とする。且つ親方の焦躁なる營利心が到底徒弟をして技術の研究練磨の餘地を得しめざるは寧ろ當然のことである。茲にも亦偏狭なる技術を有する所謂半熟練工の濫造を見るのである。

凡そ熟練せる機械工の要件は、日々に進歩しつゝある多種多用なる機械の使用と、作業の如何なる

過程にも充分なる、普遍的の技能でなければならぬ。之に因て始めて労働市場を潤歩し得るのである。而してその爲めには極めて周到懇切なる技術と學理の教育が基礎とならねばならぬ。然るに今日の徒弟は大工場に於ては廉價なる労働力として搾取を恣にせられ、小經營に於ては更に焦躁なる營利の犠牲たるに甘んぜねばならぬ。而して唯、僅かに晝間の疲労を忍び工業夜學校に學び得るもの、み前途の光明を有する有様である。されど其疲労と睡魔とに應戦しつゝ續くる勉學の苦心は到底大中學生徒と同日の談ではないのである。

思ふに徒弟制度の崩壊は今日歐米にも問題を提供しつゝある事実であり、恐らく遂に避け得ざる大勢であらう。而して之が補正策の一としての工業教育の民主化は、一般教育の民主化と共に、時代の最も強烈なる要求の一であらう。

然し乍ら町工場に於ける徒弟の曝されつゝある更に戦慄すべき危険は、其品性及び肉體の發育の上に存する。彼等が親方の家に同居し親方に依て衣食を供給せられつゝある生活は、彼等が徒弟たる名稱を有する廉價なる労働力たるの事實を一層深刻ならしむるものである。彼等の衣食の粗雜なる、起居せる寢室寢具の汚穢なるは蓋し識者論客の想到せざる處であらう。國民保健の爲めには運動の獎勵、體育の普通も素より必要であらうが、これ等の肉體と精神との發育を阻止せられつゝある少年労働者問題を等閑に附する報酬は、單に國民の健康を危ふするのみでは済むまい。

第五章 労働の移動

左の四表は機械製作工場三及造船所一に就て得た労働の移動率 (turnover-rate) である。此外猶ほ中經營の六工場に就き人事に關する統計、記錄の提示を求めたのであるが、最も必要なる賃銀支拂簿の閲覽は好まざるが如く、且つ充分信憑すべき整理された材料を缺いて居たのである。左の四工場は其比較的整理された帳簿に就て自ら計算し得た處で數字に就ては信憑し得る。

現 在 労働者 数	離職 数					合 計
	離 職	解 僱	死 亡	合 計		
329	9	14	0	23	20	329
321	9	11	0	20	23	321
328	14	8	1	23	27	328
313	19	8	0	27	20	313
325	15	5	0	20	24	325
337	16	7	1	24	7	337
328	5	1	1	7	4	328
319	3	0	1	4	12	319
328	11	0	1	12	25	328
330	21	4	0	26	12	330
310	24	2	0	26	12	310
340	12	0	0	12	223	340
計	158	60	5	223		3,906
平均	13.1	5	0.4	18.5		325.5
移動率	68%					

C 第一三號

	現在數	雇入數	離職數
大正八年一月	85	6	0
二 月	—	4	9
三 月	—	4	2
四 月	—	6	2
五 月	—	5	8
六 月	78	5	2
七 月	—	3	3
八 月	—	7	1
九 月	—	5	12
十 月	—	7	8
十一月	—	4	7
十二月	76	3	8
計		59	62
平均	79.7	5	5.2
移動率		77%	

C 第一二號

	現在労働者數	雇入數	離職數
大正八年一月	3,537	128	191
二 月	3,474	140	306
三 月	3,308	251	290
四 月	3,269	183	184
五 月	3,268	185	236
六 月	3,217	120	194
七 月	3,143	243	129
八 月	3,256	517	260
九 月	3,513	378	283
十 月	3,608	372	272
十一月	3,770	339	272
十二月	3,863	247	154
計		3,103	2,771
平均	3,456	259	231
移動率		80%	

	現 在 数	離 職 数
大正八年七月	111	1
八 月	111	1
九 月	102	4
十 月	106	1
十一月	94	7
十二月	94	1
大正九年一月	93	0
二 月	91	8
三 月	101	12
四 月	101	15
五 月	105	5
六 月	103	7
計		62
平 均	101	5.2
移 動 率	62%	

C 第一四號

右の結果を一括すれば

工場	平均勞働力	移動率
甲	三二五・五	六八%
乙	四五六・〇	八〇
丙	一〇一・〇	七七
丁	七九・七	六二

平均移動率七二%となる。

乙工場に於ては更に之を各職業別に計算することを得た、(乙は造船所であり、機械製作、製罐作業と包括する)。

	現 在 数						離職數	移動率
	一月	四月	七月	十月	十二月	平均		
仕上工	460	405	405	427	472	433	502	115.9
旋盤工	368	347	352	351	354	354	347	96.6
銅 工	94	87	80	87	103	90	124	137.7
製罐工	389	414	432	403	432	414	312	75.3
鍛鐵工	63	85	71	90	88	79	122	154.4
道具番	41	37	35	33	38	36	32	88.8
木型工	71	68	71	73	88	74	20	27.0
鋳造工	182	188	205	201	213	197	156	79.1
原動所	77	71	75	69	77	73	39	53.4
橋桁工	283	255	267	288	316	281	176	62.6
鐵 工	1,107	991	867	1,308	1,310	1,116	751	76.2
木 工	112	78	85	92	90	89	71	79.7
塗 工	39	32	30	25	22	29	28	82.7
家 工	85	57	56	52	54	60	47	78.3
船具工	16	16	15	14	14	15	2	13.3
工 夫	117	121	115	130	136	123	39	31.7
荷造夫	12	12	10	9	9	10	5	50.0

C 第一五號

以上は結論を導くには餘りは僅かな資料であつて、之を羅列するに止めざるを得ぬ。蓋し労働移動の率、其原因、季節による相違、景氣に因る高低、各職業殊に其熟練不熟練に因る移動率の研究は、等閑に附すべからざるものであらうが、之は工場經營者側の留意努力にまたねば全然不可能であらう。

第六章 附 言

以上は月島の機械鐵工業に於ける労働事情の概要である。而して器具の製作及修繕、特許品製作、鐵板截斷、酸素鎔接、鑄造、煉鐵の工場及職場には嘗て言及する處がなかつたが、その數に於て著しく劣れると、多く記すべき特殊性に乏しきと、餘りに煩雜に亘るを避けんとしたるが爲めである。

化學、染織、飲食物及雜工業に屬する工場の數は二二にして、全數の僅かに一〇%に過ぎぬ。木工業の工場及職場中八は造船、一四は木型製作であるが、造船は總べて、碇泊繫留中の木造船の修繕を主とする。

月島は海路に依る原料の搬入、製品の搬出に便なると、島内の道路の幅員廣き爲め、製罐工業等には屈強の地であらう。

内務省衛生局

大正十年十一月三十日印刷

大正十年十一月五日發行

印 刷 者 小 川 邦 孝

東京市京橋區瀧山町六番地

東京市京橋區瀧山町七番地

印 刷 所 東京製本合資會社

電話銀座六六六五五二一〇番番番

